



2022年3月22日

各位

会 社 名： 株式会社イノベーション
代 表 者 名： 代表取締役社長 CEO 兼 COO 富田 直人
(コード番号： 3970 東証マザーズ)
問 合 せ 先： 取締役 CFO 山崎 浩史
(T E L : 03-5766-3800)

第三者割当による第7回新株予約権（行使価額修正条項付）、第8回新株予約権（行使価額修正条項付）、第9回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行及び新株予約権買取契約（ターゲット・イシュー・プログラム「TIP」）の締結に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、当社代表取締役社長である富田直人氏及びハヤテマネジメント株式会社（以下「HM社」といいます。）を割当予定先として第三者割当により新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）を発行すること（以下「本資金調達」といいます。）及び金融商品取引法に基づく本新株予約権に関する届出の効力発生後に新株予約権買取契約（ターゲット・イシュー・プログラム「TIP」）を締結することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 募集の概要

(1) 割 当 日	2022年4月7日
(2) 発行新株予約権数	5,974 個 第7回新株予約権 2,907 個 第8回新株予約権 2,340 個 第9回新株予約権 727 個
(3) 発 行 価 額	総額 8,372,100 円（第7回新株予約権 1 個当たり 2,000 円、第8

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

	回新株予約権 1 個当たり 1,000 円、第 9 回新株予約権 1 個当たり 300 円)
(4) 当該発行による潜在株式数	<p>潜在株式数：597,400 株（新株予約権 1 個につき 100 株）第 7 回新株予約権 290,700 株</p> <p>第 8 回新株予約権 234,000 株</p> <p>第 9 回新株予約権 72,700 株</p> <p>なお、下記「(6) 行使価額及び行使価額の修正条件」に記載のとおり行使価額が修正される場合がありますが、いかなる行使価額においても潜在株式数は、597,400 株で一定です。</p>
(5) 調達資金の額（新株予約権の行使に際して出資される財産の価額）	1,553,424,600 円（差引手取概算額）（注）
(6) 行使価額及び行使価額の修正条件	<p>当初行使価額は、第 7 回新株予約権が 2,323 円、第 8 回新株予約権が 2,757 円、第 9 回新株予約権が 3,192 円です。</p> <p>第 7 回新株予約権の行使価額は、発行日以降、別記「(8) 新株予約権の行使期間」欄に定める期間の満了日まで、本新株予約権の発行要項第 10 項を条件に、各修正日（以下に定義します。）の前取引日の株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」といいます。）における当社普通株式の普通取引の終値（以下、「終値」といいます。）（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の 90%に相当する金額（円位未満小数第 3 位まで算出し、小数第 3 位の端数を切り上げた金額）に修正されます。</p> <p>第 8 回新株予約権及び第 9 回新株予約権の行使価額は、当初固定とし、発行日から 4 年経過満了日に、行使価額は本新株予約権の発行要項に基づき修正されます。修正がなされた日以降、別記「(8) 新株予約権の行使期間」欄に定める期間の満了日まで、本新株予約権の発行要項第 10 項を条件に、行使価額は、各修正日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の 90%に相当する金額（円位未満小数第 3 位まで算出し、小数第 3 位の端数を切り上げた金額）に修正されます。</p> <p>「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいいます。但し、東京証券取引所において当社普通株式に関して何らかの種類の取引停止処分又は取引制限（一時的な取引制限も含</p>

ご注意：この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

	<p>む。)があった場合には、当該日は「取引日」にあたらぬものとします。</p> <p>「修正日」とは、各行使価額の修正につき、本新株予約権の各行使請求に係る通知を当社が受領した日をいいます。下限行使価額は1,161.50円(本新株予約権の発行に係る取締役会決議の前営業日(2022年3月18日)における当社普通株式の終値の50%)(円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位の端数を切り上げた金額)を下回らないものとします。修正後の行使価額が下限行使価額を下回る場合、行使価額は下限行使価額とします。上限行使価額はありませぬ。</p>
(7) 募集又は割当方法 (割当予定先)	<p>第三者割当の方法により、以下のとおり割り当てます。</p> <p>第7回新株予約権 HM社 2,907個</p> <p>第8回新株予約権 HM社 2,340個</p> <p>第9回新株予約権 HM社 437個 富田直人氏 290個</p>
(8) 新株予約権の行使期間	<p>第7回新株予約権 2022年4月8日から2024年4月8日までとする。ただし、行使期間の最終日が土日祝日にあたるときは、その翌日を最終日とする。</p> <p>第8回新株予約権 2022年4月8日から2027年4月7日までとする。ただし、行使期間の最終日が土日祝日にあたるときは、その翌日を最終日とする。</p> <p>第9回新株予約権 2022年4月8日から2027年4月7日までとする。ただし、行使期間の最終日が土日祝日にあたるときは、その翌日を最終日とする。</p>
(9) その他	<p>1) 上記各号については、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力が発生することを条件とします。</p> <p>2) 本新株予約権買取契約(ターゲット・イシュー・プログラム「TIP」)において、本買取契約の締結日から、①本新株予約権の行使期間の満了日、②本新株予約権の全部の行使が完了した日、③当社がHM社の保有する本新株予約権の全部を取得した日のいずれか先に到来する日から6か月までの間、当社株式の交付と引き換えに当社に取得される証券(権利)若しくは当社に取得させることができる証</p>

ご注意：この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

券（権利）、当社株式の交付を当社に請求できる新株予約権の交付と引き換えに当社に取得される証券（権利）若しくは当社に取得させることができる証券（権利）、当社株式又は当社株式の交付を請求できる新株予約権を発行若しくは処分する場合その他発行会社の株券等の発行若しくは処分を行う場合又は資本性ローンの借入を行う場合には、発行会社は、当該発行若しくは処分（当社の株式の発行に関しては自己株式の処分、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とするストック・オプションの付与及び譲渡制限付株式を発行する場合を含みます。）又は借入を行うことを当該第三者との間で合意する前に、HM 社及びその指定する法人等（以下「先買権利者」といいます。）に対して、当該発行若しくは処分又は借入と同条件にてその予定する価額の全部又は一部について、引受け若しくは購入又は貸付をする意図があるかどうかを書面で確認することとし、先買権利者が引受け若しくは購入又は貸付を望む場合には、当該第三者の代わりに又は当該第三者に加えて、先買権利者に対して同条件にてかかる証券（権利）を発行若しくは処分し又は先買権利者から借入をする旨が定められる予定です。

また、富田氏は、本新株予約権の行使を希望する場合には、行使の7日以上前に HM 社にその旨を通知し、その本新株予約権の行使について HM 社より事前承諾を得る予定です。

なお、本新株予約権は、会社法第 236 条第 1 項 6 号に定める新株予約権の譲渡制限はないものの、本買取契約において、割当予定先が本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の決議による承認を要する旨の制限が付される予定であります。当社は、その譲渡前に譲受人の本人確認・反社チェック、行使の払込原資確認、新株予約権及び行使により取得する株式の保有方針の確認、当社が割当予定先との間で締結する契約上に係る行使制限等の権利・義務についても譲受人が引継ぐことを確認し、譲渡承認後に、その内容を開示するものとします。

(注) 調達資金の額は、本新株予約権の払込金額の総額及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、本新株予約権に係る発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。なお、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。そのため、本新株予約権の行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加

ご注意：この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

又は減少します。また、本新株予約権の行使可能期間（本新株予約権の発行要項第 12 項に定める行使可能期間をいいます。以下同様です。）内に行使が行われない場合又は当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は減少します。

※ ターゲット・イシュー・プログラム「TIP」

本新株予約権については、ターゲット・イシュー・プログラム「TIP」を採用しております。この手法は、当社が割当先との対話を通じて、新株式の発行に際して希望する目標株価（ターゲット価格）を定め、これを行使価額として設定した新株予約権です。これは、将来の株価上昇を見越し、異なる行使価額によって、段階的に機関投資家に新株式を発行（ターゲット・イシュー）できることを期待して設定したものです。現在の株価を上回った水準に行使価額を設定することで、現在の株価で一度に資金調達するよりも、希薄化が抑えられるメリットがあります。株価が固定行使価額を下回って推移した場合においても、行使価額修正を行います。下限行使価額は第 7 回新株予約権、第 8 回新株予約権及び第 9 回新株予約権の全回号において 1,161.50 円（本新株予約権の発行に係る取締役会決議の前営業日（2022 年 3 月 18 日）における当社普通株式の終値の 50%）（円位未満小数第 3 位まで算出し、小数第 3 位の端数を切り上げた金額）と定められており、行使価額の下方向修正には歯止めが掛かる仕組みとなっております。

2. 募集の目的及び理由

当社 グループは、当社及び当社の連結子会社である株式会社 Innovation&Co.（所在地：東京都渋谷区、代表者：遠藤俊一）、株式会社 Innovation X Solutions（所在地：東京都渋谷区、代表者：大塚友広）及び株式会社 Innovation IFA Consulting（所在地：東京都渋谷区、代表者：馬場勝寛）で構成されており、法人向けインターネットマーケティング支援を中核とした成果報酬型の比較・資料請求 BtoB サイトの運営等（以下、「オンラインメディア事業」といいます。）、マーケティングオートメーション（※ 1）ツールの開発販売等（以下、「IT ソリューション事業」といいます。）、及び IFA（金融商品仲介業）並びに M&A 仲介（以下、「金融プラットフォーム事業」といいます。）を主な事業としております。オンラインメディア事業では、勤怠管理システムや会計システム等の法人向け IT 製品の比較・資料請求サイトである「ITトレンド」の運営や、株式会社日経 BP（（所在地：東京都港区、代表者：吉田直人。以下、「日経 BP 社」といいます。）が提供するオンラインメディアを中心としたサービスの営業代行等を行っております。IT ソリューション事業では、法人営業に特化したマーケティングオートメーションツールである「List Finder」の提供及びこれらを基軸とした Web サイトへの集客施策等に関するコンサルティングサービスを提供しております。また、金融プラットフォーム事業では独立系フィナンシャルアドバイザーによ

ご注意：この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

る金融商品の仲介や、IFA を支援するツールやメディアの開発を行っております。

当社グループの主たる事業である「オンラインメディア事業」の中心カテゴリーである国内 SaaS 市場の規模は 2024 年に 11,178 億円と 2019 年実績比で約 180%に拡大すると予想(※2)されており、足許ではコロナ禍でのテレワークの一層の推進等を受け、大手だけでなく、中堅・中小企業においてもシステム投資の必要性が急速に高まってきていることから、DX 化が更に加速していくと見込まれます。また、コロナ禍での展示会・セミナーの中止・延期を受けた代替策としての展示会・セミナーのオンラインでの開催等の一層のデジタルシフト、インターネットを活用した営業活動や物理的なサーバやネットワーク機器の設定等の専門的な知識を必要としないクラウド化・低価格化による営業・マーケティングの効率化、検索広告の CPC 単価(※3)上昇などを背景に、より効果のある広告媒体への販促費のシフト・増額が見込まれるなど、IT トレンドのニーズが一層拡大するものと考えております。

かかる環境下において、当社は BtoB メディア「IT トレンド」に加えて、「ビジネスを、もっと面白く。」をコンセプトとしたビジネス動画プラットフォーム「bizplay (ビズプレイ)」を 2018 年 8 月に開設、2020 年 11 月には「新しい IT サービスとの出会いの場」を創出するためのオンライン展示会「IT トレンド EXP02020」を開催し以後定期開催する等、ビジネスパーソンの新しい IT 製品との出会いの場を拡大、進化させ続けています。

IT ソリューション事業においては、依然としてソフトウェアにおけるパッケージ製品がカスタマイズ性の高さなどの利点によりソフトウェア販売額全体における構成比率が高いものの、企業内のクラウドコンピューティングの利用が一般化し SaaS の市場が急拡大している状況の中で、ニーズのある見込み顧客の発見をサポートするクラウド型の BtoB 企業向けマーケティングオートメーションツール「List Finder」を月額従量課金にて法人顧客に提供しております。「List Finder」は Salesforce(※4)のアカウントと API を使って連携することで、Salesforce に登録されている顧客情報を一括で List Finder にインポートし、すぐに活用をはじめることが可能となります。

金融プラットフォーム事業については、グループにおける更なる事業ポートフォリオ拡大を目的に、2020 年 1 月に株式会社 Horse IFA Partners(現株式会社 Innovation IFA Consulting)が実施する第三者割当増資を当社が引き受け、2020 年 2 月 1 日に過半数の株式を取得することで新規事業領域に参入いたしました。IFA は“Independent Financial Advisor”の略で、日本では「独立系ファイナンシャル・アドバイザー」とも呼ばれております。銀行や証券会社等の特定の金融機関から独立した存在で、中立的な立場から顧客にアドバイスする「資産運用の専門家」であり、金融庁主催の金融審議会においても今後の認知度向上や、そのサービスの質的向上について議論がなされています。Innovation IFA Consulting 社を含む金融商品仲介業者(個人を除く。)の登録外務員数は約 3,100 人(2016 年 12 月末時点)から約 4,200 人(2020 年 12 月末時点)に増加する等(※5)注目が高まって

ご注意：この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

きていると考えられ、当社としては IFA の認知度を更に高めることで資産運用の新たな選択肢を与える存在になりたいと考えております。

当社グループは、上記のようにオンラインメディア事業及び IT ソリューション事業におけるシナジーを追求し、既存領域においてこれまでの顧客へのアプローチをより一層推進するとともに、新規事業領域である金融プラットフォーム事業において IFA を中核とした金融ビジネス領域における迅速な収益化を達成するべく、自社でのサービス開発と共に積極的な M&A によりコア及び関連ビジネスを中心とした成長投資をより一層加速してまいります。また、日本における SaaS 業界の成長および金融 DX の加速が当社事業の成長力の源泉であるとの認識の元、これまでメディアの運営やツールの提供事業を通じて行ってきた関連業界への側面支援を、より積極的かつ直接的に支援していくべく様々な取り組みを展開してまいります。

このように、更なる成長機会を迅速かつ機動的に捕捉し、事業環境の変化に柔軟に対応しながら、より一層の成長を遂げるためには、ビジネスインフラ拡大を企図した設備投資やマーケティング活動及び人材採用を強力に推進するとともに、既存及び新規事業領域におけるビジネス基盤拡大及び確立に資する資本業務提携や M&A 戦略を推進していくことも必要となります。現時点において具体的に進行している M&A 案件はないものの、当社グループの事業ポートフォリオ拡大による成長戦略を実現するにあたっては積極的な M&A 戦略の推進が不可欠であると考えております。また、当社事業の中長期の成長を支える SaaS 関連業界等の成長支援として新たな協業 CVC（コーポレート・ベンチャーキャピタル）の新設によりスタートアップの発掘や新規事業創造支援を実行していく計画です。

そのため、これまでの M&A 投資やマーケティング活動及び幅広い人材の採用に伴う資金需要の増大に加え、CVC ファンドを通じた投資資金運転資金の確保が必要であると考え、資金調達を行うことといたしました。

資金調達を行うに際して、別記「3. 資金調達方法の概要及び選択理由」に記載のとおり多様な資金調達方法の比較検討を行い、その一つとしてエクイティ性資金の調達について検討を進めてまいりました。今回調達する資金に関しましては、新設するハヤテインベストメント株式会社との協業 CVC ファンドを通じた当社価値創造に資するベンチャー企業への投資資金運転資金、今後の M&A における新規投資有価証券取得に伴う資金、ビジネスインフラ拡大を企図した設備投資資金、及び当社子会社への投融資を通じた事業拡大に資するマーケティング費用や人材採用関連費用に充当する予定であり、具体的には、別記「4 調達する資金の額、用途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な用途」に記載のとおりであります。

当社は、今般の資金調達の達成が、将来的な企業価値の向上に繋がることで既存株主をはじめとするステークホルダーの利益に資するものと考えております。

ご注意：この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

※1 マーケティングオートメーションとは、マーケティング活動におけるプロセスの自動化や効率化を支援するシステムの総称であり、見込み顧客情報を管理し、中長期に渡って良好な関係を築くためのコミュニケーションや最適なタイミングで営業に引き渡す事に必要な煩雑な業務を自動化するために開発されたツールのことです。

※2 出典：ONE capital 株式会社「Japan SaaS Insights 2021」

※3 CPC(Cost per click)単価とは、Web 広告が1回クリックされるたびに課金される掲載料金のことです。

※4 Salesforce とは、salesforce.com Co.,Ltd. 及び株式会社セールスフォース・ドットコムが提供する、マーケティング、営業、コマース、サービス等すべての部署で、顧客の情報を一元的に共有できる顧客管理プラットフォームの事です。

※5 出典：みずほ総合研究所株式会社「独立系フィナンシャルアドバイザー（IFA）に関する調査研究」

3. 資金調達方法の概要及び選択理由

(1) 資金調達方法の概要

本資金調達は、当社が割当予定先に対し本新株予約権を割り当てることにより、割当予定先による本新株予約権の行使に伴う段階的な資金調達による資本の拡充を目的とするものです。様々な資金調達手法の中から資金調達手法を選択するにあたり、当社は、当社の資金需要に応じた資金調達を図ることが可能な手法であるかどうかを主軸に検討を行い、以下に記載した「本資金調達方法のメリット」「本資金調達方法のデメリット」及び「他の資金調達方法との比較」を踏まえ、本新株予約権による資金調達が、当社のニーズを充足し得る現時点における最良の選択であると判断いたしました。

本新株予約権による本資金調達は、当社が HM 社に対して本新株予約権を割り当て、HM 社による本新株予約権の行使に伴って当社が資金調達する仕組みとなっております。

(2) 資金調達方法の選択理由

当社は、本新株予約権の発行による資金調達方法を選択するにあたり、既存株主の利益に配慮し当社株式の急激な希薄化の抑制や株価への影響を軽減するとともに、当社の資金需要や株価の状況に応じた資金調達の柔軟性を確保すること、及び事業環境の変化に柔軟に対応するための財務柔軟性の更なる確保が可能な資金調達を行うことに重点を置いて、多様な資金調達方法を比較検討してまいりました。

上記資金調達方法の選択にあたっては、借入等のデット性資金の調達、又は公募増資等その他のエクイティ性資金の調達についても検討しました。今回の資金調達は、ハヤテインベ

ご注意：この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

ストメント株式会社と新設する協業 CVC ファンドを通じた、当社価値創造に資するベンチャー企業への投資資金、当社による今後の M&A に伴う資金、設備投資資金、マーケティング費用及び人材採用関連費用としての運転資金 を目的としており、このような目的に沿った資金調達方法として、急激な希薄化を抑制し既存株主の利益に配慮しつつ、株価動向を踏まえた資金調達が可能で、また当社の資金需要に則したエクイティ性資金での調達が最適であると考えました。そのような状況の中、2021 年 11 月頃、ハヤテインベストメント株式会社より、第三者割当による本新株予約権の発行の提案がありました。

【本資金調達方法のメリット】

① 当初における一定の資金調達

本新株予約権の発行により、証券の発行時に一定程度の資金を調達することが可能となっております。

② 行使価額修正条項付新株予約権による調達

本新株予約権には行使価額修正条項が付されており、行使価額の修正が行われることにより新株予約権のスムーズな権利行使を促し、資金調達の不足を防止する効果が期待できます。なお、株価が発行決議日前日の株価に比べ下がる可能性もあることから、資金調達額の減少リスクに歯止めをかけるため下限行使価額を設定いたしました。

③ 対象株式数の固定

本新株予約権の対象株式数は、発行当初から発行要項に示される 597,400 株で固定されており、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が変動することはありません。なお、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、本新株予約権の発行要項に従って調整される場合があります。

④ 譲渡制限

本新株予約権は、割当先に対する第三者割当の方法により発行されるものであり、かつ本買取契約において譲渡制限が付されており、当社取締役会の承認がない限り、割当先から第三者へは譲渡されません。

⑤ 株価上昇時の調達資金増額余地の確保

本新株予約権は、第 8 回、第 9 回新株予約権においては行使価額を当初固定としていますが、第 7 回新株予約権においては、行使価額が株価に連動し修正されることとなります。行使価額修正が付帯する場合、付帯しない場合と比べて商品性が複雑になるものの、株価上昇に伴う調達資金増額の余地をより大きく確保することができます。なお、第 8 回及び第 9 回新株予約権の行使価格修正が決議された場合は、速やかにその旨を適時開示する予定です。

本資金調達方法のデメリット

① 不特定多数の新投資家へのアクセスの限界

ご注意：この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

第三者割当方式という当社と割当予定先のみ契約であるため、不特定多数の新投資家から資金調達を募るといった点において限界があります。

② 株価低迷時に資金調達が当初想定額を大きく下回る可能性

株価が長期的に行使価額の下限を下回る場合や当社が行使価額を修正しない場合などでは、本新株予約権の行使はされず、資金調達額が当初想定額を大きく下回る可能性があります。また、株価が当初行使価額を下回る状況では資金調達額が当初想定額を下回る可能性があります。

③ 権利不行使により資金調達が当初想定額を下回る可能性

本新株予約権については、HM 社が本新株予約権の行使を行わない可能性があり、権利が行使されない場合、資金調達額は、当社が想定した額を下回る可能性があります。

④ 株価の下落

HM 社による当社株式の長期保有は約されていないことから、HM 社が権利行使請求により取得した株式を売却した場合には、株価下落の要因となりえます。

【他の資金調達方法との比較】

① 公募増資、株主割当(ライツ・オファリング)

公募増資による当社普通株式の発行は、短期間で多額の資金調達を行うことが可能ではあるものの、同時に1株当たり利益の希薄化も短期間に大きく引き起こされるため、株価に対する直接的な影響がより大きいと考えられます。新株予約権の無償割当てによる資金調達手法であるライツ・オファリングには、当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・オファリングと、当社は元引受契約を締結せず、新株予約権の行使は株主の決定に委ねられるノン・コミットメント型ライツ・オファリングがありますが、コミットメント型ライツ・オファリングについては、国内で実施された事例が少なく、ストラクチャーの検討や準備に相当の時間を要することから、現時点においては当社の資金調達手法として適当でないと判断いたしました。また、ノン・コミットメント型ライツ・オファリングについては、割当先である既存投資家の参加率が不透明であることから、十分な額の資金調達を実現できるかどうか不透明であると考えられることから、現時点における資金調達方法としては適当でないと判断いたしました。

② 金融機関からの借入

金融機関から借入及び社債等により全額調達した場合、調達金額が負債となるため、自己資本を拡充させ強固な財務基盤を維持することで、事業環境の変化に柔軟に対応するための財務柔軟性をより一層確保するという目的を達成することができず、財務戦略の柔軟性が低下することが考えられることから、現時点における資金調達方法としては適当でないと判断い

ご注意：この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

たしました。

③ 第三者割当による新株予約権付社債の発行

当社が今回予定する規模の資金調達的全額を新株予約権付社債で調達した場合は、発行と同時に資金調達ができ、また株式の希薄化は一気に進行しないというメリットがあります。しかしながら、社債の株式の転換が進まなかった場合、満期時に社債を償還する資金手当てが別途必要になります。資金手当てができなかった場合、デフォルトを起こし、経営に甚大な影響を与えるリスクがあります。また、転換又は償還が行われるまで利息負担が生じることにもなります。このような新株予約権付社債においても、現時点における資金調達方法としては合理的でないと判断いたしました。

4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

・ 本新株予約権に係る調達資金	1,560,864,600 円
本新株予約権の払込金額の総額	8,372,100 円
本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1,552,492,500 円
・ 発行諸費用の概算額	7,440,000 円
・ 差引手取概算額	1,553,424,600 円

(注) 1. 上記差引手取概算額は、本新株予約権の払込金額の総額及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、本新株予約権に係る発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。なお、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。そのため、本新株予約権の行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は増加又は減少いたします。また、本新株予約権の行使可能期間内に行使が行われない場合又は当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は減少いたします。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3. 発行諸費用の概算額は、弁護士費用、価額算定費用等の合計額であります。

(2) 調達する資金の具体的な使途

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を含めた差引手取概算額は、上記(1)に記載のとおり1,553百万円となる予定であり、具体的には次の使途に充当する予定であります。

ご注意：この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
新設するハヤテインベストメント株式会社との協業 CVC ファンドを通じた、当社価値創造に資するベンチャー企業への投資資金	1,000	2022年4月～2027年3月
当社による今後のM&Aに伴う資金	200	2023年9月～2027年3月
設備投資資金	253	2023年9月～2027年3月
マーケティング費用及び人材採用関連費用としての運転資金	100	2023年9月～2027年3月
合計	1,553	

- (注) 1. 差引手取概算額は、上記のとおり支出する予定であり、支出するまでの間、金融機関に預け入れる予定です。
2. 本新株予約権の行使状況によって調達資金の額や調達時期が決定されることから、支出予定時期の期間中に想定どおりの資金調達ができなかった場合には、他の方法による資金調達の実施又は事業計画の見直しを行う可能性があります。また、資金を使用する優先順位としましては、支払時期が早い事項から充当する予定であり、調達額が予定に満たない場合には、当該時点で未充当の資金使途には充当できなくなる可能性があります。そのような場合には、他の方法による資金調達の実施、事業収入や手元現預金の活用等を検討する可能性があります。
3. 本新株予約権の行使時における株価推移により、上記の使途に充当する支出予定額を上回って資金調達が行われた場合には、設備投資資金に追加充当する予定です。

① 新設するハヤテインベストメント株式会社との協業 CVC ファンドを通じた、当社価値創造に資するベンチャー企業への投資資金

日本における SaaS 業界の成長および金融 DX の加速が当社事業の成長力の源泉であるとの認識の元、これまでメディアの運営やツールの提供事業を通じて行ってきた関連業界への側面支援を、より積極的かつ直接的に支援していくべく様々な取り組みを展開してまいることが当社の企業価値を向上させることに資すると考えております。このため、当社事業の中長

ご注意：この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

期の成長を支える SaaS 関連業界等の成長支援として、新たに協業 CVC の新設によりスタートアップの発掘や新規事業創造支援を実行していくことといたしました。具体的には、コーポレートミッションである『働く』を変える」をスタートアップ支援を通じて実現することを目的に、ハヤテインベストメント株式会社（本社：東京都中央区、代表取締役：杉原行洋）と共同でコーポレートベンチャーキャピタル「INNOVATION HAYATE V Capital 投資事業有限責任組合」を、2022 年 3 月下旬に設立し、デジタル技術や革新的なビジネスモデルで世の中の働き方を変えることが期待されるスタートアップに対する投資活動ならびに、ハンズオンパートナーと共同で経営支援を行ってまいります（設立にかかる詳細については、本日公表の「INNOVATION HAYATE V Capital 投資事業有限責任組合の設立に関するお知らせ」をご参照ください）。なお、具体的な投資先については、投資実行後に、必要に応じてプレスリリースで開示を検討致します。

今回の調達資金は、新設するハヤテインベストメント株式会社との協業 CVC ファンドを通じた当社価値創造に資するベンチャー企業への投資資金として、2022 年 4 月から 2027 年 3 月までに 1,000 百万円を充当する予定です。

② 当社による今後の M&A に伴う資金

当社グループは、更なる企業価値向上を図るために 2019 年 6 月に Web セミナー（ウェビナー）に特化した SaaS ツール「コクリポ」を提供する株式会社コクリポ（所在地：東京都渋谷区、代表者：正井貴）の全株式を取得し、完全子会社化いたしました。上記に加え、新規事業領域として Innovation IFA Consulting 社が実施する第三者割当増資を引き受け 2020 年 2 月 1 日に過半数の株式を取得、金融プラットフォーム事業に参入いたしました。2020 年 10 月には Innovation M&A Partners 社が実施する第三者割当増資を引き受け過半数の株式を取得、M&A 仲介業にも進出しております。

今後も引き続き、当社の既存・新規ビジネス共に競合他社とのサービスの差別化競争が厳しさを増すことが想定されることから、更なる成長機会を迅速かつ機動的に捕捉し、事業環境の変化に柔軟に対応しながら、より一層の成長を遂げるためには、新規事業領域における資本業務提携をはじめとした M&A 戦略も引き続き推進する必要があると考えております。M&A 戦略については、当社の展開する「IT トренд」周辺領域、IFA 及び M&A 仲介業周辺領域並びに SaaS ツール周辺領域などに注力する方針です。今回の調達資金は、今後の M&A に伴う資金として、案件が具体化する前に先行的に調達が必要であり、前回の調達資金の一部（90 百万円）が残っているため、2023 年 8 月までは当該資金を充当し、2023 年 9 月から 2027 年 3 月までに 200 百万円を充当する予定です。

なお、今後の M&A について、現時点で具体的な計画等はありませんが、これらの計画が決定された場合等、進捗に伴い適切なタイミングで開示を行ってまいります。また、上記支出予定期間中に上記金額分の M&A 及び資本業務提携を実施しなかった場合には、新規事業開発の

ご注意：この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

ための人材採用関連費用及び設備投資資金に充当する予定です。

③ 設備投資資金

当社では、既存のサービス領域においては提供コンテンツをより一層充実することで更なるシェア拡大を図っていく一方、メディア事業を通じて蓄積されてきたデータの活用を推進してまいります。加えて、M&Aによる買収後のインテグレーションにおいて迅速な収益事業化を達成する必要があります。かかる状況においては、当社の既存及び新規にかかるビジネスインフラ拡大を企図した積極的な設備投資が必要になると認識しております。

今回の調達資金は、上記ビジネスインフラ拡大に継続して対応すべく、システム・サーバー・新機能搭載等における費用及び買収により獲得した新規ビジネスの収益事業化に必要な設備投資資金として、前回の調達資金の一部（50百万円）が残っているため、2023年8月までは当該資金を充当し、2023年9月から2027年3月までに253百万円を充当する予定です。

④ マーケティング費用及び人材採用関連費用としての運転資金

試行錯誤を重ねて作り上げたビジネスをより多くのお客様に提供するためには、積極的なマーケティング活動が必要です。かかる活動へ効率的に資金を投じることで新規顧客獲得及び顧客単価の向上が実現するものと想定しており、結果として当社グループの更なる収益拡大に繋がるものと認識です。

加えて、2021年12月31日時点において当社グループの従業員数は144名ですが、BtoBマーケット市場が拡大基調にある中、営業面において収益機会を余すことなく獲得していくには当社人員が不足している状況が続いております。かかる課題については、多様な人材を継続して獲得していく事により、各自が保有している専門性を活用し、システム面での機能充実及び新規コンテンツの開発を実現することにより解消するものと認識しております。結果として、当社グループの成長に繋がるものと認識しております。今回の調達資金は、上記のような積極的なマーケティング活動及び多様な人材の獲得（将来の経営層候補人材およびハイクラスエンジニアを中心に10～15名程度）を通じた当社グループの今後における成長実現のために、マーケティング費用及び人材採用関連費用として、前回の調達資金の一部（58百万円）が残っているため、2023年8月までは当該資金を充当し、2023年9月から2027年3月までに100百万円を充当する予定です。

5. 資金使途の合理性に関する考え方

本新株予約権の発行及び割当予定先による本新株予約権の行使による調達資金を上記「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当することにより、強固な財務基盤を維持するとともに、事業環境の変化に柔軟に対応するための財務柔軟性の更なる確保を図ることが可能となり、事業成長の実現と財

ご注意：この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

務内容の向上に資するものであることから、当社の経営上かかる資金使途は合理的なものであると考えております。

6. 発行条件等の合理性

(1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

当社は、本新株予約権の発行要項及び本買取契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価値評価を第三者算定機関である株式会社ブルータス・コンサルティング（所在地：東京都千代田区霞が関三丁目2番5号霞が関ビルディング30階・代表取締役社長：野口真人）に依頼しました。当該算定機関は、本新株予約権の発行要項等に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、評価基準日の市場環境、当社普通株式の流動性、当社の資金調達需要、当社及び割当予定先の権利行使行動等を考慮した一定の前提（第7回新株予約権）権利行使価格：2,323円、満期までの期間：2年間、基準株価：2,323円、株価変動性：75.05%、配当利回り：1.29%、無リスク利子率：-0.031%。

（第8回新株予約権）権利行使価格：2,757円、満期までの期間：5年間、基準株価：2,323円、株価変動性：68.04%、配当利回り：1.29%、無リスク利子率：0.031%。（第9回新株予約権）権利行使価格：3,192円、満期までの期間：5年間、基準株価：2,323円、株価変動性：68.04%、配当利回り：1.29%、無リスク利子率：0.031%。また、取得条項に基づく当社からの通知による取得はなされないこと、当社の資金調達需要に基づき行使価額修正条項が適用されること、割当予定先による権利行使及び株式売却が当社株式の出来高の一定割合の株数の範囲内で実行されること等を含みます。）を置き、第7回、第8回、第9回新株予約権の評価を実施しています。

当社は、当該算定機関が上記前提条件を基に算定した評価額を参考に、割当予定先との間での協議を経て、本新株予約権1個当たりの発行価額を当該評価額と同額である金2,000円（第7回新株予約権）、金1,000円（第8回新株予約権）、金300円（第9回新株予約権）としています。当社は、本新株予約権の発行価額の決定にあたっては、当該算定機関が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価格を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると考えられ、当該評価額と同額で決定される本新株予約権の発行価額は有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。また新株予約権の全回号において、当社株主価値の維持のため、割当先と協議の上で、下限行使価額を設定いたしました。当社は、本新株予約権の特徴や内容、本新株予約権の行使価額の水準、第三者評価機関による本新株予約権の価値の評価結果を勘案の上、これらを総合的に検討した結果、本新株予約権の払込金額の決定方法及び本新株予約権の払込金額は、既存株主の利益に配慮した合理的な方法であると考えており、本新株予約権の発行が有利発行に該当しないものと判断いたしました。また、当社監査等委員会（うち社外取締役3名）

ご注意：この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

から、会社法上の職責に基づいて監査を行った結果、以下の各点を確認し、本新株予約権の発行条件が有利発行に該当しない旨の取締役の判断について、法令に違反する重大な事実は認められないという趣旨の意見を得ております。

- (i) 本新株予約権の発行においては、新株予約権の発行実務及び価値評価に関する知識・経験が必要であると考えられ、プルータス・コンサルティングがかかる専門知識・経験を有すると認められること
- (ii) プルータス・コンサルティングと当社との間に資本関係はなく、また、同社は当社の会計監査を行っているものでもないため、当社との継続的な契約関係が存在せず、当社経営陣から一定程度独立していると認められること
- (iii) 当社取締役がそのようなプルータス・コンサルティングに対して本新株予約権の価値評価を依頼していること
- (iv) プルータス・コンサルティングから当社実務担当者及び監査役への具体的な説明が行われたうえで、評価報告書が提出されていること
- (v) 本新株予約権の発行に係る決議を行った取締役会において、プルータス・コンサルティングの評価報告書を参考にしつつ当社実務担当者による具体的な説明を踏まえて検討が行われていること
- (vi) 本新株予約権の発行プロセス及び発行条件についての考え方並びに新株予約権の発行に係る実務慣行について、当社法律顧問から当社の実務担当者に対して説明が行われており、かかる説明を踏まえた報告が実務担当者から本新株予約権の発行を担当する取締役になされていること

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

本新株予約権全てが行使された場合における交付株式数は 597,400 株（議決権 5,974 個相当）であり、2022 年 3 月 18 日現在の当社発行済株式総数 2,399,600 株に対して最大 24.90%（議決権比率 24.90%）の希薄化が生じるものと認識しております。しかしながら、本資金調達により、上記「4 調達する資金の額、用途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な用途」に記載の用途に充当することで、一層の事業拡大、収益の向上及び財務体質の強化を図ることが可能となり、結果として当社の中長期的な収益向上及び企業価値向上に寄与するものであると考えていることから、本新株予約権の発行は株主価値の向上に資する合理的なものであると考えております。

また、本新株予約権全てが行使された場合の交付株式数 597,400 株に対し、当社普通株式の過去 6 か月間（2021 年 10 月から 2022 年 3 月）における 1 日当たり平均出来高は 47,594 株であり、一定の流動性を有していることから、本新株予約権の行使により発行され得る株式数は市場に過度の影響を与えるものではなく、希薄化の規模は合理的であると判断いたしました。

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

7. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

ハヤテマネジメント

(1)	名 称	ハヤテマネジメント株式会社
(2)	本 店 の 所 在 地	東京都中央区日本橋兜町 6-5
(3)	代表者の役職及び氏名	代表取締役 鈴木 智之
(4)	資 本 金	1000 万円
(5)	事 業 の 内 容	商業、投資業、コンサルティング及びアドバイザー業
(6)	主たる出資者及びその出資比率	相手方の意向により、非開示とさせていただきます。
(7)	当 事 会 社 間 の 関 係	
	出 資 関 係	該当事項はありません。
	人 事 関 係	該当事項はありません。
	資 金 関 係	該当事項はありません。
	技 術 関 係	該当事項はありません。
	取 引 関 係	該当事項はありません。

※1 当該会社は非公開会社であり、財務情報については非開示とすることが求められているため、記載をしております。

富田直人氏

(1)	氏 名	富田直人
(2)	住 所	東京都渋谷区
(3)	職 業 の 内 容	当社の代表取締役社長です。
(4)	当 社 と の 関 係 等	
	資 本 関 係	当社普通株式の 838, 100 株を保有しております。
	人 的 関 係	当社の代表取締役社長です。
	取 引 関 係	当社と当該個人との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該個人との関係者及び関係会社との間には、特筆すべき取引関係はありません。
	その他特筆すべき関係	上記事項以外に特筆すべき関係はありません。

(2) 割当予定先を選定した理由

当社は割当予定先以外の金融機関からも資金調達に関する提案を受けましたが、割当予定先より提案を受けた本資金調達の手法及びその条件は、既存株主の利益に配慮し当社株

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

式の急激な希薄化を抑制するとともに、株価動向等を見極めながらエクイティ性資金を調達し、当該資金により、当社グループにおける更なる積極的な新規事業の実施と、継続的な成長戦略を推進するという当社のニーズに最も合致しているものと判断しました。

割当予定先である HM 社を含むハヤテグループは、グローバルな投資実績と国内において多数の企業調査実績を有している機関投資家です。同グループとの連携は、当社における M&A 及び投資戦略の成功可能性を高めることに加え、機関投資家の視点を当社に持ち込むことで、高い成長と中長期的な企業価値向上に向けた透明性の高い真摯かつ丁寧な情報開示に資するものと考えており、また、日本企業の成長を支援する同グループの投資方針などを総合的に勘案した結果、本新株予約権の第三者割当の割当予定先として適切と判断いたしました。

また、富田直人氏は、当社の代表取締役社長であります。代表取締役である富田直人氏が自ら資金を投じ、当社事業推進と将来の企業価値の向上を果たしていくというコミットメントから、第9回新株予約権において当初行使価額を発行決議日前日の+37.4%とすることにより本新株予約権の引受を申し出られたものであり、当社が同氏を割当予定先として選定することは、当社企業価値の向上に資するものであり、適切と判断いたしました。当社として、その割当の内容について、機関投資家たるハヤテグループと同タイミングかつ同条件での割当は公正性が担保されること、更には、念のため本新株予約権の発行決議前日の終値を上回る行使価額の設定された新株予約権を割当てることで代表取締役による当社企業価値向上に対する一層のコミットメントとなると判断いたしました。今回の資金使途の施策を実施することで企業価値が高まると考えているため、4年という期間を設ければ、当社としては、株価は行使価格を上回り必要な資金調達が計画どおりになされることを期待しています。一方で、万が一、4年経過後に株価が行使価格を上回っていない場合にも、行使価額が修正されることで一定の必要資金の調達を確実にすることまで想定した設計となります。なお、同氏は、第9回新株予約権発行に関する議案について、当社取締役会決議の審議及び決議に参加していません。

(3) 割当予定先の保有方針及び行使制限措置

HM 社においては、その本新株予約権は基本的に行使を前提としており、その行使により取得する当社普通株式について、継続保有及び預託に関する取決めはなく、HM 社が、適宜判断の上、比較的短期間で市場売却を目標とするものの、運用に際しては市場への影響を常に留意する方針であることを口頭にて確認しております。

富田直人氏においては、その本新株予約権は基本的に行使を前提としており、4年が経過する前に株価が行使価額を上回った際には、当社の資金調達計画に基づき、速やかに行使する方針です。その行使により取得する当社普通株式について、引き続き持ち株比率を維持していく方針及び当社事業に対するコミットメントの表れとして少なくとも事業計画

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

を実行する間は、既存の保有株式も含めて、継続保有方針を口頭にて確認しております。

なお、本新株予約権について、当社と割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後、本買取契約を締結する予定です。本買取契約において、当社と割当予定先は、本新株予約権について、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 434 条第 1 項及び同施行規則第 436 条第 1 項から第 5 項までの定め、並びに日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」第 13 条の定めに基づき、原則として、単一暦月中に割当予定先が本新株予約権の行使により取得される株式数が、本新株予約権の払込日時点における上場株式数の 10%を超える部分に係る行使（以下、「制限超過行使」といいます。）を制限するよう措置を講じる予定です。

具体的には、以下の内容を本買取契約で締結する予定です。

- ① 割当予定先が制限超過行使を行わないこと
- ② 割当予定先が本新株予約権を行使する場合、あらかじめ、当社に対し、本新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行うこと
- ③ 割当予定先は、本新株予約権を転売する場合には、あらかじめ、転売先となる者に対し、当社との間で、前記①及び②に定める事項と同様の内容を約させること
- ④ 割当予定先は、転売先となる者がさらに第三者に転売する場合も、あらかじめ、当該第三者に対し、当社との間で、前記①及び②に定める事項と同様の内容を約させること
- ⑤ 当社は割当予定先による制限超過行使を行わせないこと
- ⑥ 当社は、割当予定先からの転売先となる者（転売先となる者から転売を受ける第三者を含みます。）との間で、当社と割当予定先が合意する制限超過行使の制限と同様の合意を行うこと

（４）割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、第 9 回新株予約権の発行に係る払込みに要する資金について、富田直人氏から財産形成預金を取り崩して払い込む旨の回答を得たため、同氏の 2022 年 1 月及び 2 月末時点の財産形成預金残高表の写しを確認し、当該払込に要する資金分については他者からの借入ではなく全額自己資金であることを確認するとともに、合わせて払込期日までに当該財産形成預金を取り崩して払い込むことを口頭で確認し、財産確認として問題ないと判断しました。一方、第 9 回新株予約権の行使に必要となる資金については富田直人氏が所有する当社株式を担保とした借入等の資金調達を行う旨を口頭にて確認しております。なお、本日時点では、行使期間が最長 5 年間であるため借入に係る契約締結はなされておりませんが、過去に差入実績のある証券会社に担保差入する予定であり、その時期は 2023 年から 2027 年を予定しております。以上のことから、本日時点では、行使資金を満額充当する借入はなされていないものの、その保有株式の株数から財産確認として問題ないと判断

ご注意：この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

しました。

HM 社より、本新株予約権に係る払込金額については、払込期日にその全額を払い込む旨及び必要となる資金も確保されている旨、並びに本新株予約権の行使価額についても、実際に行使する場合に必要な資金の手配について特に支障はない旨及び払込資金がいずれも自己資金である旨について、HM 社の代表取締役及び同社の株主より口頭で表明を得て確認しております。これに加えて、当社は、同社の 2022 年 2 月 28 日付銀行残高証明書の写しを受領し、同社による本新株予約権の払込み及び本新株予約権の行使に係る払込みについて、特段の支障がないことを確認しております。

(5) 株券貸借に関する契約

該当事項はありません。

(6) 割当予定先の実態

富田直人氏が反社会的勢力とは一切関係がないことについて、同氏からその旨を証する書面を受領し確認しております。

当社は、HM 社、同社の役員及び主要株主が反社会的勢力とは一切関係がないことについて、同社からその旨を証する書面を受領し確認しております。加えて、HM 社及びこれらの役員及び株主(以下、「HM 社関係者」といいます。)が暴力団等の反社会的勢力であるか否か、及び反社会的勢力と何らかの関係を有しているか否かについて、第三者調査機関たる株式会社トクチョー（所在地：東京都中央区、代表者：荒川一枝）に調査を依頼した結果、HM 社関係者について反社会的勢力等や違法行為に関わりを示す該当情報が無い旨の調査報告書を受領いたしました。従いまして、当社は HM 社並びにその役員及び主要株主が反社会的勢力とは関係ないものと判断しており、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しております。

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

8. 募集後の大株主及び持株比率

募集前		募集後	
富田 直人	35.03%	富田 直人	29.13%
株式会社 NTI	8.36%	株式会社 NTI	6.72%
株式会社日経 BP	5.85%	株式会社日経 BP	4.70%
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC) (常任 代理人 株式会社三菱 UFJ 銀行)	3.47%	BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC) (常 任代理人 株式会社三菱 UFJ 銀行)	2.79%
佐々木 幸弘	2.26%	佐々木 幸弘	1.81%
株式会社日本カストディ銀 行 (信託 E 口)	1.97%	株式会社日本カストディ銀 行 (信託 E 口)	1.58%
遠藤 俊一	1.67%	遠藤 俊一	1.34%
楽天証券株式会社	1.40%	楽天証券株式会社	1.12%
松井証券株式会社	1.17%	松井証券株式会社	0.94%
BNYM AS AGT/CLTS TREATY JASDEC (常任代理人 株式 会社三菱 UFJ 銀行)	1.16%	BNYM AS AGT/CLTS TREATY JASDEC (常任代理人 株式 会社三菱 UFJ 銀行)	0.93%

- (注) 1. 募集前の持株比率は、2021年3月31日現在の株主名簿及び2022年3月18日までに提出された大量保有報告書に記載された数値を基準に作成しております。
2. HM社による本新株予約権の保有目的は純投資であり、HM社は、本新株予約権行使により取得した当社普通株式を売却する可能性があるとのことです。したがって、HM社による本新株予約権行使後の当社普通株式の長期保有は約されておりませんので、HM社に対する割当予定の本新株予約権に係る潜在株式数を募集後の大株主及び持株比率に反映しておりません。
3. 上記の割合は、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。

9. 今後の見通し

2022年2月9日付「2022年3月期通期連結業績予想及び配当予想の修正に関するお知らせ」にて公表いたしました2022年3月期の連結業績予想に変更はありません。

なお、今回の調達資金は、上記「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期(2) 調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当することにより、将来の業績に寄与するものと考えております。

ご注意：この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

10. 企業行動規範上の手続き

今般の第三者割当は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないこと（本新株予約権全てが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）から、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

11. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績(連結) (単位:千円。特記しているものを除きます。)

	2019年3月期	2020年3月期	2021年3月期
(連結)売上高	1,487,706	2,022,046	3,083,540
(連結)営業利益	16,487	174,605	517,679
(連結)経常利益	19,134	173,190	522,906
当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純利益	8,925	92,344	293,358
1株当たり(連結)当期純利益金額(円)	4.54	47.21	135.27
1株当たり配当額(円)	0.00	0.00	0.00
1株当たり(連結)純資産額(円)	442.26	478.96	1,071.87

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況(2021年12月31日現在)

	株式数	発行済株式総数に対する比率
発行済株式総数	2,399,600株	100.00%
現時点の転換価額(行使価額)における潜在株式数の総数	20,200株	0.84%
下限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数の総数	—	—
上限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数の総数	—	—

(注) 上記潜在株式数は、全てストックオプションによるものです。

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	2020年3月期	2021年3月期	2022年3月期
始値	773円	1,451円	3,325円
高値	3,135円	6,700円	4,000円
安値	758円	1,293円	1,831円
終値	1,450円	3,320円	2,323円

(注) 2022年3月期の株価については、2022年3月18日現在で表示しております。

ご注意: この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

② 最近6か月間の状況

	2021年 10月	2021年 11月	2021年 12月	2022年 1月	2022年 2月	2022年 3月
始 値	2,819円	2,931円	3,400円	3,825円	3,340円	2,114円
高 値	2,925円	4,000円	3,960円	3,825円	3,475円	2,325円
安 値	2,610円	2,887円	3,170円	2,900円	1,831円	1,878円
終 値	2,923円	3,435円	3,755円	3,210円	2,064円	2,323円

(注) 2022年3月の株価については、2022年3月18日現在で表示しております。

③ 発行決議前営業日における株価

	2022年3月18日現在
始 値	2,235円
高 値	2,325円
安 値	2,197円
終 値	2,323円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

第三者割当による第6回新株予約権の発行

(1) 払込期日	2020年7月31日
(2) 新株予約権の総数	3,795個
(3) 発行価額	総額 10,519,740円 (新株予約権1個当たり 2,772円)
(4) 発行時における調達予定資金の額	2,003,484,740円 (内訳) 新株予約権発行分 10,519,740円 新株予約権行使分 1,992,965,000円
(5) 割当先	SMBC日興証券株式会社
(6) 募集時の発行済株式数	1,998,600株
(7) 当該募集による潜在株式数	379,500株
(8) 募集後における発行済株式総数	2,378,100株
(9) 現時点における行使状況	行使済株式数：379,500株 (残新株予約権数 0個)
(10) 現時点における調	1,248百万円

ご注意：この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

達した資金の額			
	具体的な用途	金額（百万円）	支出予定時期
(11) 発行時における当初の資金用途	新たな価値創造に資する企業等を対象とした将来のM&Aにおける投資有価証券取得資金	500	2020年8月～ 2023年8月
	オンラインメディア事業関連の設備投資資金	700	2020年8月～ 2023年8月
	当社子会社を通じたマーケティング費用	253	2020年8月～ 2023年8月
	当社子会社の人材採用関連費用	550	2020年8月～ 2023年8月
(12) 現時点における充当状況	新たな価値創造に資する企業等を対象とした将来のM&Aにおける投資有価証券取得資金に150百万円、オンラインメディア事業関連の設備投資資金に400百万円、当社子会社を通じたマーケティング費用に200百万円、当社子会社の人材採用関連費用に300百万円を充当しております。残金198百万円については当初計画通り2023年8月までに充当予定です。		

以 上

ご注意：この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

(別紙)

株式会社イノベーション第7回新株予約権
発行要項

1. 本新株予約権の名称

株式会社イノベーション第7回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）

2. 申込期日

2022年4月7日

3. 割当日

2022年4月7日

4. 払込期日

2022年4月7日

5. 募集の方法

第三者割当の方法により、全ての本新株予約権をハヤテマネジメント株式会社に割り当てる。

6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

(1)本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式 290,700 株（本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下「割当株式数」という。）は 100 株）とする。但し、下記第(2)号乃至第(5)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整される。

(2)当社が当社普通株式の分割、無償割当て又は併合（以下「株式分割等」と総称する。）を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後割当株式数} = \text{調整前割当株式数} \times \text{株式分割等の比率}$$

(3)当社が第 11 項の規定に従って行使価額（以下に定義する。）の調整を行う場合（但し、株式分割等を原因とする場合を除く。）には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 11 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

ご注意：この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

(4)本項に基づく調整において、調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る第 11 項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

(5)割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第 11 項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

7. 本新株予約権の総数

2,907 個

8. 各本新株予約権の払込金額

新株予約権 1 個当たり金 2,000 円

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

(1)各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。

(2)本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式 1 株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初 2,323 円とする。但し、行使価額は第 10 項に定める修正及び第 11 項に定める調整を受ける。

10. 行使価額の修正

(1)行使価額は本項に基づき修正される。本第 10 項第(2)号を条件に、行使価額は、各修正日（以下に定義する。）の前取引日（以下に定義する。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の 90%に相当する金額（円位未満小数第 3 位まで算出し、小数第 3 位の端数を切り上げた金額）に修正される。なお、「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。但し、東京証券取引所において当社普通株式に関して何らかの種類の取引停止処分又は取引制限（一時的な取引制限も含む。）があった場合には、当該日は「取引日」にあたらぬものとする。また、「修正日」とは、各行使価額の修正につき、第 15 項第(1)号に定める本新株予約権の各行使請求に係る通知を当社が受領した日をいう。

ご注意：この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

プシオンを発行する場合を含む。)、調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

④当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに下記第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、当該取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)に関して、当該調整前に本号③による行使価額の調整が行われている場合には、調整後行使価額は、当該調整を考慮して算出するものとする。

⑤本号①乃至③の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left[\begin{array}{cc} \text{調整前} & \text{調整後} \\ \text{行使価額} & \text{行使価額} \end{array} \right] \times \text{調整前行使価額により} \text{ 当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

(3)行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4)①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

②行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日(但し、本項第(2)号⑤の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

ご注意：この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

③行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

(5)上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

①株式の併合、会社分割、株式交換、株式交付又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

②その他当社の普通株式数の変更、変更の可能性が生じる事由の発生又は株主へ配当を行う場合により行使価額の調整を必要とするとき。

③行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6)行使価額の調整を行うとき（下限行使価額が調整されるときを含む。）は、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前行使価額、調整後行使価額（調整後の下限行使価額を含む。）並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

12. 本新株予約権を行使することができる期間

2022年4月8日から2024年4月8日までとする。ただし、行使期間の最終日が土日祝日にあたるときは、その翌日を最終日とする。

13. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

14. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

ご注意：この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

15. 本新株予約権の行使請求の方法

(1)本新株予約権を行使する場合、第12項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第18項記載の行使請求受付場所を宛先として、行使請求に必要な事項を通知するものとする。

(2)本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を、現金にて第19項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。

(3)本新株予約権の行使請求は、第18項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に効力が発生する。

16. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

17. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本発行要項及び割当予定先との間で締結される買取契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社普通株式の流動性及び株価変動性（ボラティリティ）、当社に付与されたコール・オプション、割当予定先の権利行使行動及び割当予定先の株式保有動向等について一定の前提を置いて第三者算定機関が評価した結果を参考に、本新株予約権1個の払込金額を第8項に記載のとおりとした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第9項に記載のとおりとした。

18. 行使請求受付場所

みずほ信託銀行株式会社 証券代行部

19. 払込取扱場所

株式会社三菱UFJ銀行 渋谷中央支店

20. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。

21. 振替機関の名称及び住所

ご注意：この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋兜町7番1号

22. その他

(1)上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

(2)その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

株式会社イノベーション第8回新株予約権
発行要項

1. 本新株予約権の名称

株式会社イノベーション第8回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）

2. 申込期日

2022年4月7日

3. 割当日

2022年4月7日

4. 払込期日

2022年4月7日

5. 募集の方法

第三者割当の方法により、全ての本新株予約権をハヤテマネジメント株式会社に割り当てる。

6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

(1)本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式 234,000 株（本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下「割当株式数」という。）は 100 株）とする。但し、下記第(2)号乃至第(5)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整される。

(2)当社が当社普通株式の分割、無償割当て又は併合（以下「株式分割等」と総称する。）を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後割当株式数} = \text{調整前割当株式数} \times \text{株式分割等の比率}$$

(3)当社が第 11 項の規定に従って行使価額（以下に定義する。）の調整を行う場合（但し、株式分割等を原因とする場合を除く。）には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 11 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整前行使価額}}$$

ご注意：この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

調整後行使価額

(4)本項に基づく調整において、調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る第 11 項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

(5)割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第 11 項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

7. 本新株予約権の総数

2,340 個

8. 各本新株予約権の払込金額

新株予約権 1 個当たり金 1,000 円

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

(1)各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。

(2)本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式 1 株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初 2,757 円とする。但し、行使価額は第 10 項に定める修正及び第 11 項に定める調整を受ける。

10. 行使価額の修正

(1)行使価額は、当初固定とし、発行日から 4 年経過満了日に、本項に基づき修正される。修正がなされた日以降、第 12 項に定める期間の満了日まで、本項第(2)号を条件に、行使価額は、各修正日（以下に定義する。）の前取引日（以下に定義する。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の 90%に相当する金額（円位未満小数第 3 位まで算出し、小数第 3 位の端数を切り上げた金額）に修正される。なお、「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。但し、東京証券取引所において当社普通株式に関して何らかの種類の取引停止処分又は取引制限（一時的な取引制限も含む。）があった場合には、当該日は「取引日」にあたらぬものとする。また、「修正日」とは、各行使価額の修正につき、第 15 項第(1)号に定める本新株予約権の各行使請求に係る通知を当社が受領した日をいう。

ご注意：この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

(2)行使価額は1,161.50円(但し、第11項の規定に準じて調整を受ける。)(以下「下限行使価額」という。)を下回らないものとする。本項第(1)号に基づく計算によると修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合、行使価額は下限行使価額とする。

11. 行使価額の調整

(1)当社は、本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式の総数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合には、類似する別途の調整方法に従うとの本新株予約権者と別途の合意がない限り、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。但し、調整後行使価額が調整前行使価額を上回る場合は、行使価額は調整前行使価額のままとする。

$$\begin{array}{rcccl}
 \text{調整後} & & & & \text{新発行・} & & \text{1株当たりの} \\
 \text{行使価額} & = & \text{調整前} & \times & \text{処分株式数} & \times & \text{払込金額} \\
 & & \text{行使価額} & & & & \\
 & & & & \text{既発行} & + & \\
 & & & & \text{株式数} & & \\
 & & & & \text{1株当たりの時価} & & \\
 & & & & \text{既発行株式数} & + & \text{新発行・処分株式数}
 \end{array}$$

(2)行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

①下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とする譲渡制限付株式報酬として株式を発行又は処分する場合、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換、株式交付又は合併により当社普通株式を交付する場合を含む。)、調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

②株式の分割により普通株式を発行する場合、調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。なお、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、株式の分割により増加する当社の普通株式数をいうものとする。

③下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合(当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とするストック・オ

ご注意：この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

プシオンを発行する場合を含む。)、調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

④当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに下記第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、当該取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)に関して、当該調整前に本号③による行使価額の調整が行われている場合には、調整後行使価額は、当該調整を考慮して算出するものとする。

⑤本号①乃至③の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left[\begin{array}{cc} \text{調整前} & \text{調整後} \\ \text{行使価額} & \text{行使価額} \end{array} \right] \times \text{調整前行使価額により} \text{ 当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

(3)行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4)①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

②行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日(但し、本項第(2)号⑤の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

ご注意：この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

③行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

(5)上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

①株式の併合、会社分割、株式交換、株式交付又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

②その他当社の普通株式数の変更、変更の可能性が生じる事由の発生又は株主へ配当を行う場合により行使価額の調整を必要とするとき。

③行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6)行使価額の調整を行うとき（下限行使価額が調整される時を含む。）は、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前行使価額、調整後行使価額（調整後の下限行使価額を含む。）並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

12. 本新株予約権を行使することができる期間

2022年4月8日から2027年4月7日までとする。ただし、行使期間の最終日が土日祝日にあたるときは、その翌日を最終日とする。

13. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

14. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

ご注意：この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

15. 本新株予約権の行使請求の方法

(1)本新株予約権を行使する場合、第12項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第18項記載の行使請求受付場所を宛先として、行使請求に必要な事項を通知するものとする。

(2)本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を、現金にて第19項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。

(3)本新株予約権の行使請求は、第18項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に効力が発生する。

16. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

17. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本発行要項及び割当予定先との間で締結される買取契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社普通株式の流動性及び株価変動性（ボラティリティ）、当社に付与されたコール・オプション、割当予定先の権利行使行動及び割当予定先の株式保有動向等について一定の前提を置いて第三者算定機関が評価した結果を参考に、本新株予約権1個の払込金額を第8項に記載のとおりとした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第9項に記載のとおりとした。

18. 行使請求受付場所

みずほ信託銀行株式会社 証券代行部

19. 払込取扱場所

株式会社三菱UFJ銀行 渋谷中央支店

20. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。

21. 振替機関の名称及び住所

ご注意：この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋兜町7番1号

22. その他

(1)上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

(2)その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

株式会社イノベーション第9回新株予約権
発行要項

1. 本新株予約権の名称

株式会社イノベーション第9回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）

2. 申込期日

2022年4月7日

3. 割当日

2022年4月7日

4. 払込期日

2022年4月7日

5. 募集の方法

第三者割当の方法により、それぞれ以下のとおり本新株予約権を割り当てる。

ハヤテマネジメント株式会社	437 個
富田直人	290 個

6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

(1)本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式 72,700 株（本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下「割当株式数」という。）は 100 株）とする。但し、下記第(2)号乃至第(5)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整される。

(2)当社が当社普通株式の分割、無償割当て又は併合（以下「株式分割等」と総称する。）を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後割当株式数} = \text{調整前割当株式数} \times \text{株式分割等の比率}$$

(3)当社が第 11 項の規定に従って行使価額（以下に定義する。）の調整を行う場合（但し、株式分割等を原因とする場合を除く。）には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 11 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

ご注意：この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

(4)本項に基づく調整において、調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る第 11 項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

(5)割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第 11 項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

7. 本新株予約権の総数

727 個

8. 各本新株予約権の払込金額

新株予約権 1 個当たり金 300 円

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

(1)各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。

(2)本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式 1 株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初 3,192 円とする。但し、行使価額は第 10 項に定める修正及び第 11 項に定める調整を受ける。

10. 行使価額の修正

(1)行使価額は、当初固定とし、発行日から 4 年経過満了日に、本項に基づき修正される。修正がなされた日以降、第 12 項に定める期間の満了日まで、本項第(2)号を条件に、行使価額は、各修正日（以下に定義する。）の前取引日（以下に定義する。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の 90%に相当する金額（円位未満小数第 3 位まで算出し、小数第 3 位の端数を切り上げた金額）に修正される。なお、「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。但し、東京証券取引所において当社普通株式に関して何らかの種類の取引停止処分又は取引制限（一時的な取引制限も含む。）があった場合には、当該日は「取引日」にあたらぬものとする。また、

ご注意：この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

「修正日」とは、各行使価額の修正につき、第 15 項第(1)号に定める本新株予約権の各行使請求に係る通知を当社が受領した日をいう。

(2)行使価額は 1,161.50 円（但し、第 11 項の規定に準じて調整を受ける。）（以下「下限行使価額」という。）を下回らないものとする。本項第(1)号に基づく計算によると修正後の行使価額が下限行使価額を下回る場合、行使価額は下限行使価額とする。

11. 行使価額の調整

(1)当社は、本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式の総数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合には、類似する別途の調整方法に従うとの本新株予約権者と別途の合意がない限り、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。但し、調整後行使価額が調整前行使価額を上回る場合は、行使価額は調整前行使価額のままとする。

$$\begin{array}{rcl} \text{調整後} & & \text{新発行・} \\ \text{行使価} & = & \text{処分株式数} \times \text{1株当たりの} \\ \text{額} & & \text{1株当たりの時価} \\ & & \text{払込金額} \\ & & \text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数} \end{array}$$

(2)行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

①下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とする譲渡制限付株式報酬として株式を発行又は処分する場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換、株式交付又は合併により当社普通株式を交付する場合を含む。）、調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

②株式の分割により普通株式を発行する場合、調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。なお、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、株式の分割により増加する当社の普通株式数をいうものとする。

③下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とするストック・オプションを発行する場合を含む。）、調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

④当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに下記第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、当該取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）に関して、当該調整前に本号③による行使価額の調整が行われている場合には、調整後行使価額は、当該調整を考慮して算出するものとする。

⑤本号①乃至③の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left[\begin{array}{cc} \text{調整前} & \text{調整後} \\ \text{行使価額} & \text{行使価額} \end{array} \right] \times \begin{array}{l} \text{調整前行使価額により} \\ \text{当該期間内に交付された株式} \\ \text{数} \end{array}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

(3)行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4)①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

②行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日（但し、本項第(2)

ご注意：この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

号⑤の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

③行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数に含まないものとする。

(5)上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

①株式の併合、会社分割、株式交換、株式交付又は合併のために行行使価額の調整を必要とするとき。

②その他当社の普通株式数の変更、変更の可能性が生じる事由の発生又は株主へ配当を行う場合により行使価額の調整を必要とするとき。

③行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用するべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6)行使価額の調整を行うとき(下限行使価額が調整されるときを含む。)は、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前行使価額、調整後行使価額(調整後の下限行使価額を含む。)並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

12. 本新株予約権を行使することができる期間

2022年4月8日から2027年4月7日までとする。ただし、行使期間の最終日が土日祝日にあたるときは、その翌日を最終日とする。

13. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

14. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結

ご注意：この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

果 1 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

15. 本新株予約権の行使請求の方法

(1)本新株予約権を行使する場合、第 12 項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第 18 項記載の行使請求受付場所を宛先として、行使請求に必要な事項を通知するものとする。

(2)本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を、現金にて第 19 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。

(3)本新株予約権の行使請求は、第 18 項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に効力が発生する。

16. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

17. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本発行要項及び割当予定先との間で締結される買取契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社普通株式の流動性及び株価変動性（ボラティリティ）、当社に付与されたコール・オプション、割当予定先の権利行使行動及び割当予定先の株式保有動向等について一定の前提を置いて第三者算定機関が評価した結果を参考に、本新株予約権 1 個の払込金額を第 8 項に記載のとおりとした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第 9 項に記載のとおりとした。

18. 行使請求受付場所

みずほ信託銀行株式会社 証券代行部

19. 払込取扱場所

株式会社三菱UFJ銀行 渋谷中央支店

20. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保

ご注意：この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。

21. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋兜町7番1号

22. その他

(1)上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

(2)その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。